

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

文部科学大臣
盛山正仁

令和5年11月1日付け（令和5年11月6日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律案内閣法制局説明資料（概要審査）（文書1）
- ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律案内閣法制局説明資料（条文審査）（文書2）
- ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律案概要審査時からの修正点等について（文書3）
- ・ 国立大学法人法の一部を改正する法律案9/13審査時からの修正点等について（文書4）

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分はありません。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等（*同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類 ・ 数量	開示の実施の方法	開示実施手数料 の額 (算定基準)	行政文書全体に ついて開示を受 けた場合の基本 額	行政文書全体につい て開示を受けた場合 の開示実施手数料 (注)